

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○高島委員長代理 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻でございます。

質疑を聞いておりますと、塩崎大臣は行政府であります、この委員会に閣法として、この法律を審議をいただきたいということで、出されている当事者なわけでありますので、どんな嫌な質問にも、できるだけちゃんと質問の趣旨に沿った答弁をしていただかないと、これはまだ、GPIFから適用拡大から、いっぱい項目があるわけで、もう本当にセット販売で出てきているわけですから、ぜひそれをお願いいたします。

私どもが本当に申し上げたいのは、やはり、子どもさんどんどんカットしていくと本当に年金としての役割が果たせなくなってしまうんじゃないのか、大丈夫なのか、これが根源的な問題の一つなんです。

私自身も体感していますのは、とみに、御高齢

の方からいろいろな御相談を受けるときに、最近今、若い人、子供、こういうことが、給付型奨学金とかいろいろ言われている。それももちろん必要なんだけれども、何か長生きするとお荷物になる、そんなような風潮が今感じられて、私なんかもう早く死んだ方がいいのかしら、こういうようなことをおっしゃる高齢者が非常にふえているというふうに実感しております。

何人かの方にお話を聞くと、私は、消極的自殺という言葉がいいのかどうかわかりませんが、そういう言葉を持つのは、やはり、お金がないので病院に行かずに、多分かなり重い病気なんだけれども、行かないで、死ぬのなら死んでいい、そんなようなひとり暮らしの高齢者が相当おられる。私も何人か相談を受けましたけれども、そういう実感を持っております。

今、御存じのように、先ほど榎木議員も紹介しましたけれども、「下流老人」という本、あるいは「老後破産」、NHKスペシャルの本、「老後親子破産」、「脱・貧困老後」、こういう本がもうベストセラーに次々になつていっている。そして、この書籍には、一日に一度しか食事できない、生活の苦しさから万引き、医療費が払えないために病院に行けない。つまり、生活保護をなかなか受けていない、かつ相当困窮されている方がふえている。あるいは、七十四歳の男性の例も出ていますけれども、月約九万円の年金から四万五千円のアパートの家賃と水光熱費を払うと、一回の食事にかける費用は二百円から三百円。三カ月前に前立腺がんとわかったのですが、治療する金が

ない。そもそも入院するには保証人が必要で、身寄りがないため無理。この保証人が必要というのは、相当高いハードルにもなっているわけであります。

そして、「下流老人」の藤田さん、著者は、独自の試算で、生活保護基準相当で暮らす高齢者及びそのおそれのある高齢者は推定六百万人から七百万人おられるのではないかと、こんなような推定も出されているところでありまして、持ち家がないう、賃貸で、今の年金水準でよほどもらっている方以外は、大変苦しいという現状があります。

将来世代、将来世代のためという議論を政府はよくおっしゃいますけれども、現在の世代が本当に議論もあるかもしれませんが、もう今の年金でも大変不十分な中、将来世代、将来世代。しかも、その将来世代というふうにおっしゃっている将来世代の年金も、本当に確かなものなのか。将来世代と言っているのは、若い人たちは自分のことだと思いきや、もつと先の将来世代。将来世代、将来世代と言つて、逃げ水のようにずっと先の将来世代になる。こんなような、将来世代をも巻き込んだ、非常に年金の大きな問題がここでやはり議論されてしかるべきだというふう思うわけであります。

我々は、まず、基礎年金の水準の考え方について、これは前回も大西議員が資料を配付したと思えますけれども、配付資料の一枚目に、かつて基礎年金ができたときに、吉原年金局長の答弁があ

るんですね。当時は五万円ということでありましたけれども、この答弁は、何で五万円なんだという質問に対して、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準にしよう」と。保障する、これが基本的な考え方なのであります。

当時は、下の図を見ていただきますと、「六十五歳以上の単身・無職世帯の衣食住に係る支出と基礎年金額」ということなんです。昭和五十四年、平均支出、月額四万六千八百八十五円。ただ、この吉原局長は、物価にスライドさせてこの金額を、直近が五十四年の調査でありましたので、この答弁は五十九年でありますから、この五年間に物価が上がったので、それをこの後段の答弁で「衣食住を中心にした基礎的な消費額というのが四万七千六百円という数字が現実に出ているわけでございます。」と。この四万七千六百円というのは、四万六千八百八十五円を物価で割り戻して四万七千六百円。そして、基礎年金額、決めた五万円、この五万円の範疇におさまっている、こういう考え方で、当時、基礎年金というのは定義された。

一番直近の、同じ平仄を合わせるデータで言うと、一番近いものでは、今や単身で言うと七万四千四百六十四円になっている。そして、基礎年金の満額が六万四千四百円。これは一万円も差がある。賄い切れない。そして、しかも、これは満額なんです。これだけ未納がふえると当時予想していたかどうかということもあるんですが、全体で言うと、平均額が五万四千四百九十七円なんです。月額、基礎年金。これは二階建て部分の一

階の基礎年金も入れた平均であります。では、基礎のみ、国民年金のみの平均で言うと五万四千円。これは、到底、生活を保障する、そういう年金とはほど遠くなっている。

これはもう、年金の抜本改革を今する時期に来ているんじゃないでしょうか。いかがですか。

○塩崎国務大臣 この問題については、もう長妻委員から何度か御指摘をいただいております、もちろん、私も絶えずあらゆる立場の方々にも配りをきちっとした上で政策対応をしていくということが大事であり、基本的には、社会保障政策、経済政策全体で見えていくというのは当然大事なことだというふうに思っております。

今、年金局長の昭和五十九年当時の答弁についてお触れをいただきました。

昭和六十年の導入当時の基礎年金水準は、基礎的消費支出のほかに、現役世代が負担可能な保険料の水準などを勘案して設定されたものだというふうに理解をしています。

今のこの局長の答弁の中にも、今このことだけお取り上げをいただいておりますけれども、ほかの部分では保険料負担との兼ね合いについて触れているところがしっかりとあるわけでございます。当然、保険方式の年金制度は負担と給付というもので成り立っているということでありますから、給付をふやそうということであれば負担もふえるということとは、基本中の基本でございます。

平成十六年の改正に向けた議論の中でも、少子高齢化の一層の進行などを背景に、当時の制度のままでは保険料が大幅に上昇してしまつて、将来

年金を受け取る現役世代の負担が過重なものになるおそれがある、そういう課題が明らかになって示されておりました。

そのために、平成十六年改正で、現役世代の保険料負担を過重なものとしなないように上限を固定するとともに、その範囲内で給付水準を調整する仕組み、すなわちマクロ経済スライドを導入することとして、高齢期の生活の状況等を参考にしながら給付水準の下限を定めることとした経緯がございます。

基礎年金水準を考える上で、保険料の水準をより考慮するようになったのは事実だというふうに思います。

こうした中で、年金の支給額はどこまで賄えるかということについては、基礎年金で全てを賄うことは難しく、ある程度の蓄えはやはりお願いをせざるを得ないというふうに考えております。お配りをいただいている前原議員とのやりとりの中でもお示しをいたしました。

現在の基礎年金の額も、高齢無職世帯の支出との比較で見ますと、先ほどいろいろ数字を御説明いただきましたが、夫婦世帯では、基礎年金額十三万六千六百円が衣食住といった基礎的消費支出十一万五千九百三十三円をカバーしております。一方で、単身世帯では、基礎年金額六万五千八百円が基礎的消費支出七万二千九百九円をおおむねカバーしているということを申し上げてまいりました。

これに加えて、基礎年金のみの方など、低年金、低所得の方への対策については、平成三十一年十月までに施行される年金生活者支援給付金、これ

に加えて、医療、介護の保険料の負担の軽減など、年金のみならず社会保障制度全体で総合的に講ずるといふことでありますので、まずはこれらにしっかりと取り組んで、今回の提案もその一つでございますけれども、年金制度の現段階での機能強化をしっかりと図っていきたいというふうに思います。

**○長妻委員** ちよつと長々御答弁されましたけれども、非常に苦しいというか、お答えになつておられないんですね。私も、生活を丸ごと全部できるんですかなんて聞いていないわけで、これは貯金とかそういうことでないと丸ごとの生活はできない。

私が聞いていますのは、では、今ここに、答弁にある、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準」では、基礎年金はないということなんですか。

**○塩崎国務大臣** これは先ほど申し上げたとおりで、単身世帯でも基礎的消費支出をおおむねカバーしているということをお申し上げてきたところでございます。

**○長妻委員** ここはちよつと重要な論点なんですけれども、そうすると、今の御答弁というのは、今現在も答弁は守られていると、吉原局長の。つまり、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できる」、今こういう状況になつていくということよろしいんですね。

**○塩崎国務大臣** 給付と負担とを片一方だけ見ていたのでは制度として成り立たないわけでありまして、さつき申し上げたとおり、負担の部分も含

めて給付の水準というものを決めていくわけでありまして。

さつき申し上げたとおり、消費支出そのものもつと多いわけでありませぬけれども、やはり、暮らしていくために必要な基礎的な消費支出について、おおむねカバーはできているという水準は維持しているというふうな理解をしております。この点は同様にやはり考えていかなければいけないというふうに思いますし、また、先ほど来議論になつて、資料もお配りをいただいている将来の代替率にあつても、あの表にあつても、グラフにあつても、実際の実質価値でいけば、ほぼ横ばいで将来もいけるということが今確認を、今回の財政検証でもできているということだと思ひます。

**○長妻委員** 「高鳥委員長代理退席、委員長着席」これも御答弁されておられないんですね。

おおむね賄えるかどうかということをお聞きしているのではなくて、これは非常に年金の根幹にかかわる重要なことなんでありまして、これはぜひちゃんと答弁いただきたい。簡単な質問なんです。

もう一回言いますと、この吉原局長がおっしゃっているように、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準」、これが今も守られているということよろしいということですね。

**○塩崎国務大臣** さつき申し上げたように、この吉原局長も同じ答弁の中でこう言っています。「もう一つ、やはりこれからの年金の水準の額を決めるに当たりましては、保険料負担との関連とい

うものを考えないわけにはまいりません。現在の保険料負担そのままですと、将来は一万九千円にもなるということになつておるわけでございまして、そういった将来の保険料負担というものを、被保険者の方々が十分負担できるという範囲内におさめるということも考え合わせまして、四十年で月額五万円という基礎年金の額を決めたわけでございます。「こう言っているわけでございます。

給付が大事であることはそのとおりでありますけれども、同時に、それを成り立たせている負担の部分についても配慮をして、バランスの中で決めるということをおっしゃっているのがこの吉原局長の答弁の全体像でございます。（長妻委員「答えていません。何度も言っているんだ。一回とめてください、時計。もう何回も質問しているから。一回とめてください」と呼ぶ）

**○丹羽委員長** 長妻昭君。（長妻委員「これは別に、易しいというか、ちゃんとした質問をしていますから。一回時計をとめてください。委員長、時計をとめてください」と呼ぶ）

長妻委員に申し上げます。答弁はいたしておりますので、質問を続けてください。（長妻委員「していないって。委員長、おかしいですよ。一回とめてください。今ここで協議しているんだから」と呼ぶ）

長妻委員、再度質問をお願いいたします。

**○長妻委員** これは、委員長も、やはり質疑をちゃんと聞いていただいて。答弁ありませんから。おおむね賄えるということはおっしゃいました。

私が聞いているのは、基礎年金が老後生活の基礎的な部分というものが保障できる水準なのかと。保障という言葉を使っているんです。それを聞いています。

○塩崎国務大臣 吉原局長は、今お配りをいただいたような、「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準にしよう」ということを考えたわけでございます。「ということ、そしてまた、今お配りをいただいている終わりの方に、「基礎年金として保障すべきでないか」という考え方を示しています。

しかし、一方で、さっき申し上げたとおり、負担の部分、つまり「年金の水準の額を決めるに当たりましては、保険料負担との関連というものを考えないわけにはまいりません。」というふうに言っているわけで、現在の保険料負担そのままですと、将来は一万九千円にもなってしまうということで、保険料負担というものを同時に考えなきゃいけないということもこのときに言っているわけであって、基本的には、先ほど申し上げたように、基礎的な支出について、夫婦であればカバーしているけれども、単身世帯の場合にはおおむねカバーをしているということを言っているわけで、そここのところは何ら違うことを言っているわけではないというふうに思います。

○長妻委員 では、もう一回だけちよつと質問しますけれども、ということは、基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものが保障できるような水準ではないということですね、今は。

○橋本副大臣 重ねての問いでございますが、当

時の吉原委員の発言について補足をさせていただきたいと思えます。

全部読むと長くなりますので、かいつまみたいと思えますが、まず、「五万円の考え方の基礎でございますが、」というところで、「基本的な考え方が、老後の生活の基礎的部分を保障するような水準の額にしたいという考え方が基本にある」、これは御指摘のとおりでございます。そして、その続きがございまして、その同じ答弁の中で、もう一つが、まずは「生活保護の水準といたしまして、一体老人の単身世帯の生活扶助の基準がどのくらいだろうか」ということも触れています。

そして、その先にもう一つ、大臣が繰り返し答弁しておりますとおり、保険料負担との関連というものを考えなければならぬということも言っております。吉原委員の答弁は、その三つをトータルで勘案して五万円にしたということも申し上げているわけでございますから、今、私たち、大臣が答弁をしているのは、その三つの考え方をセットで踏襲しているということも申し上げているのでございます。（長妻委員「だめだめ。今保障されているのかと聞いています。一回とめてください。委員長、おかしいよ。こんないいかげんな答弁ないよ。委員長、一回とめてください。今、理事が話し合っているんだから。何でとめないの。異常だよ」と呼ぶ）

○塩崎国務大臣 今、橋本副大臣からお答えを申し上げましたけれども、吉原局長も、「五万円の考え方の基礎でございますが、基本的な考え方が、老後の生活の基礎的部分を保障するような水

準の額にしたいという考え方が基本にあるわけでございます。」とっております。その上で、先ほど申し上げたように、保険料負担との関連というものを考えないわけにはいきません、こういうことが書いてあって、私が申し上げているのは、おおむねカバーをしているということも言っているわけで、吉原局長がそのような、「保障するような水準の額にしたい」という考え方が基本にあるわけでございます。「という表現をとっているわけでございます。

したがって、もちろん、給付をふやすということであれば負担をふやすということをやっていくわけですから、ぜひそのやり方について一緒に御提起をいただければありがたいと思えます。

○長妻委員 塩崎大臣、基本的な答弁はちゃんとしていただかないと議論が進んでいかないので、

では、今は保障されていないということですね、そうしたら。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げているように、おおむねカバーをしているということを申し上げ、また長妻委員も、全てをカバーするわけにはいかない、貯蓄も必要だということをおっしゃったわけでございますので、余り考え方に相違はないのではないかとこのように思っております。

○長妻委員 これは相当問題ですよ。塩崎大臣の答弁は本当に不誠実だと思いますよ。

私が申し上げたのは、全ての生活のことをさっきの話は申し上げたので、ここに書いてあるように、「基礎的な部分」、「老後生活の基礎的な部

分というもの」ということで限定して聞いているわけで、何でお答えにならないんですか。おおむね賄えるということと保障ということは意味が違うということですか。

○塩崎国務大臣 吉原局長も、一〇〇%保障をいっても、ずっと将来的にもするというようなことを言っているわけでもないし、もともとこれを言ったときに、先ほど申し上げたとおり、「最後の生活の基礎的部分を保障するような水準の額にした」という考え方が基本にある」わけであって、我々も、基本的な考え方は、基礎的な生活についておおむねカバーをするということを今申し上げておられますけれども、基礎的なところについておおむねカバーできるということが大事で、一〇〇%保障ということはこの吉原局長も言っているわけでもないし、やはり実質的に保障しているということが外れてしまうわけにはいかないだろうということも言っておられるんだろうと思いますし、私どもも同じように考えているところでございます。

○長妻委員 これは本当に、何で答えられないんですか。

結局、この五十九年の答弁でも、実際には五万円根拠を聞いているわけですね。それで吉原局長が答えて。ですから、そういう意味では、基礎的な部分というのは四万七千六百円だということ保障できるような水準というふうに考えて御答弁をされている。それで、最後には「基礎年金として保障すべきでないか」ということで、五万円というものを考えたわけでございます。」と。

だから、私が聞いている質問はシンプルなんです。当時は保障できていたという金額の水準だけれども、では、基礎年金で老後生活の基礎的な部分というものが保障できるような水準では今はないということでしょうか。それは、だから、おおむね賄うことができるのと保障というのは意味が違うということでしょうか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたとおり、吉原局長が答弁の中で言ったことは、基本的な考え方を述べているわけでありまして、私どももそれと大きく外れているわけではないし、また、先ほど申し上げたように、おおむねカバーをしているということも繰り返して申し上げているわけでございますので、同じことを申し上げているというふうに理解しております。（長妻委員「答えていない。委員長、これはためです。一回とめてください」と呼ぶ）

○丹羽委員長 長妻昭君。（長妻委員「こんな異常だよ。おかしいよ。こんなの厚生労働委員会です。委員長、何でとめないんですか。一回とめてください」と呼び、その他発言する者あり）

再度、長妻昭君に質問を求めます。

○長妻委員 これは、先ほど田村筆頭理事が、保障できていませんと明確におっしゃったんですけども、やじで。ですから、私も、保障できないのであれば、今できていないのであれば、それを正直におっしゃっていただけ別がいいんですよ、それは。

つまり、おおむね賄えているということは、こ

れは老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準とは違うことであるということをおっしゃっていただければいいんです。

○塩崎国務大臣 繰り返し答弁をいたしますが、例えば、基礎年金が、平成十二年、西暦の二〇〇〇年、六万七千七百七円のとときに、家計調査で見ると、六万七千円でおおむねカバーをしているという形はもう既に平成に入ってから起きています。

今の一〇〇%保障かどうかという御指摘でありませぬけれども、先ほどの吉原局長の答弁、これは、橋本副大臣から答弁したように、まず第一に、この基本的な考え方は、最後の生活の基礎的部分を保障するような水準の額にしたという考え方が基本にあるわけでございますと言います。そして、実際の食費とか光熱費とか基礎的な部分について、額についての考え方を述べて、大体五万円という金額を考えたわけだということを言い、そして、単身世帯の生活扶助、生活保護の場合ですね、これについても、全国いろいろあって、級地によって、世帯の構成によって、それから年齢によって、いろいろ差があるわけでございますが、大体と言って、五万円前後の金額になっておりますので、そういったものも十分見て五万円という金額に基礎年金の水準も決めたわけでございますと言って、その後、先ほど申し上げたように、もう一つ、やはりこれからの年金の水準の額を決めるに当たりましては保険料負担との関連というものを考えないわけにはまいりませんという

ことで、被保険者の方々が多分負担できる範囲内におさめるということも考え合わせまして、四十年で月額五万円という基礎年金の額を決めたということが語られているわけでありまして、これで保障ということを言って、今、保障しているのか、していないのかという話でありますけれども、今の、この吉原局長がこのとき述べられたような考え方に照らしてみても、今私が申し上げてきたとおむねカバーをしているということは、同じことを言っているというふうに思います。

**○長妻委員** おおむねカバーしているのと老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準というのは同じことを言っているというふうにおっしゃいましたけれども、本当にそうなのかということなんですね。（塩崎国務大臣「そうじゃないよ」と呼ぶ）違うんですか。今おっしゃった、議事録、訂正するんですか。

さっぱりわからない答弁が続いていて、私自身は、これは保障する水準じゃないと思いますよ、今、到底。だから、そこから始まって、そして、では、基礎年金はどういう考え方でやらなきゃいけないのかという議論をしないと、塩崎大臣は、さつき、保障できているというふうな趣旨の答弁をしたかと思いきや、今は、自分の席で違うとおっしゃる。ちゃんと現状を認めていかない、これは議論が進まないわけでありまして。

これは、委員長、先ほど理事がその委員長席の周りで協議しているときに時間がとまっているわけ、その時間は必ず後日、その時間、同じ時間を私の質疑に充てていただきたいということ、

これは強く要請をしたいと思います。

今回、塩崎大臣の答弁がないので、一時これは保留いたしますけれども、時間の関係で、では次に行きますけれども、次回は、ちゃんと答弁、統一見解を出していただきたいというのを委員長にお願いいたします。理事会で議論してください。

**○丹羽委員長** 質問につきましては、理事会の方でしっかりと議論してまいります。

**○長妻委員** 統一見解を出していただけるということで、私は、保障できていない、しかも、おおむね賄うこともできていないんじゃないかということをお伺いしたいというふうに思います。

もう既に、この時点でも、単身で一万円赤字、基礎的な部分というのが賄えていない、平成二十六年でございます。

きょうは、総務省にも来ていただいているんですけども、持ち家についてなんです、配付資料三ページなんですけれども、持ち家以外比率と単身者の六十五歳以上に占める比率の推移とその理由について御答弁いただけますか。

**○島田大臣政務官** お答え申し上げます。

長妻委員の御指摘のとおり、住宅・土地統計調査における六十五歳以上単身世帯の持ち家以外の世帯の数は、平成五年の六十三万九千七百世帯から、平成二十五年には百八十七万三千七百世帯と増加をしております。

我が国において、高齢者数は、御承知のように、年々増加しており、住宅・土地統計調査における六十五歳以上の単身世帯総数についても、平成五年の百八十一万七千八百世帯から、平成二十五年

には五百五十一万七千四百世帯と増加をしております。

六十五歳以上単身世帯の持ち家以外の世帯の数の増加は、六十五歳以上の単身世帯総数の増加に起因するものと考えております。

以上でございます。

**○長妻委員** これを見ていただきますと、私もびっくりしたんですが、単身世帯、六十五歳以上で、平成五年から見ると、平成五年は一〇・二%だったんですが、一八・四%。二倍近くなっている。高齢者の二人以上世帯、六十五歳以上で見ますと、平成五年は六・一%のものが、平成二十五年は一五・七%と急増をしている。

家賃についても、これは五ページ目に、総務省から調べていただいたんですけれども、例えば単身でいいますと、平成五年は二万八千三百八十円だった、六十五歳以上。それが、平成二十五年には四万一千五百六十二円。当然、物価どころか、相当な勢いで上昇している。六十五歳以上の夫婦世帯でいっても、賃貸、一カ月の平均家賃ですけれども、平成五年が三万六千四百四十四円、これが平成二十五年には四万九千八百八十五円になっていくということ、これは、前回、塩崎大臣から御答弁があったように、おおむね賄えるという計算に使った住居費というのは一万三千九百四十四円なんです。

つまり、相当の方が持ち家なので、それを平均した金額だと思えますが、賃貸の方は、これはもう全然賄えないんです。賃貸と持ち家、これが劇的にその人の収支を悪化させる大きな要因であり

まして、それは今はもう賄えていない、基礎年金が、大きな塊の階層の方々に対しては。そういう現実をもつて、もう抜本改革に移っていかなきゃいけないんじゃないのか。

ひとり暮らしもどんどんふえておりまして、改めてこれは総務省に、ひとり暮らしの比率を、六十五歳以上、四ページ、各都道府県、つくっていただいたら、東京は、何と、六十五歳以上の方の四人に一人が今ひとり暮らしです。どんどん比率が高まっておりまして。全国平均だと六人に一人。一番ひとり暮らし比率が低いのが山形県、高いのが東京都ということで、全都道府県、これは並べております。

そして、改めて塩崎大臣にお伺いしたいんですが、六十五歳以上の方の人口に占める生活保護の率、これが私は大変気になっているわけでございますが、これはちよつと事前に申し上げておりましたので、どんな推移でございましょうか。

○塩崎国務大臣 先ほどお尋ねが来たようでございますが、今この数値を見ますと、平成十八年二・二%、これが平成二十七年に二・九%となっておるところでございます。

○長妻委員 例えば、一応さかのぼっていただいて、平成七年は何パーですか。

○塩崎国務大臣 平成七年は、一・五五、四捨五入すれば一・六ということでありまして。

○長妻委員 これは、改めて今お伺いして、私も非常に考えさせられるのでございますが、よくこういうふうに言うんですよ、役所なんか聞くと今、生活保護が六十五歳以上はどんどんふえてい

る、これは年金が脆弱なんじゃないのかと聞くと、いやいや、高齢者の数が、絶対値がふえているから、それはふえるんです、年金とは関係ありません、あるいは、年金との関係は確認できません、こういうふうにおっしゃるんです。これが今の日本の現状把握なんです。

ただ、今のこの数字を見ますと、六十五歳以上の人口当たりの生活保護を受給されている方々が、平成七年には一・五五%だったものが、今、平成二十七年は二・八九%、約二・九%、三%近くまで上がっている。つまり倍ですよ、平成七年から率でいうと。これは、当然、人口の影響じゃないと思えますよ、当たり前ですが、率ですから。

これは、塩崎大臣、生活保護の増加が年金の脆弱性に大いにかかわっているんじゃないのかと。当然、年金の脆弱性だけじゃないですよ。だけじゃないけれども、年金が脆弱であるということが非常に大きな要因の一つではないかと私は思うんですが、いかがでございましょうか。

○塩崎国務大臣 生活保護を受けている高齢者世帯の増加についてのお尋ねでありますけれども、生活保護を受給している高齢者世帯の増加というのは、いろいろな原因があると思います。

生活保護の受給状況が、高齢者の世帯構成の変化とか、経済情勢、あるいは資産をどういうような形でお持ちなのかとか、さまざまな要素の影響を受けるものでありますので、その要因について、年金だけの脆弱性を御指摘になるのは、なかなかそれだけで説明するのは難しいというふうに考えております。

○長妻委員 ですから、塩崎大臣、これは建設的にぜひ議論をしていただきたいんですね。私も、年金だけが影響ですかと聞いてはいないわけで、そういう、非常に、何というか、よくわからない、何にも進まない答弁というのは。

これは、我々も国を思つて質問しているわけですよ。塩崎大臣だつて国を思つて答弁されているわけでありまして、年金の脆弱性も一つの大きな要因である、これはお認めになった方がいいと思うんです。

○塩崎国務大臣 ここで一足飛びに脆弱性と、これは長妻大臣も責任を持つていた時期があるこの年金制度であります、そこに一足飛びに行く前に、なぜ、どういう形で高齢者の方で生活保護になつていいのか、無年金なのか、低年金なのか、納付率はどうかだったのか、なぜ払つてこなかったのか、やはりそういうことをさまざま考えていかなきゃいけないので、問題から目をそらすということはありません、いけないことだと思ひます。

それは、御指摘のとおり、そういったところに問題が、今、生活保護の高齢者のひとり住まいの方がふえているとか、こういうことは、長妻委員御指摘のとおり、当然注視をして、いつも考えていなきやいけないということ、私もそのとおりで、だというふうに思ひます。

一方で、これが制度の脆弱性だけで説明できるかという……（長妻委員「だけとは言つてないじゃないですか。それが一つかと」と呼ぶ）だったならば、もう少し立体的な分析をお互いしていくことが大事なのではないかというふうに思ひます。

で、否定するわけではもちろんないわけでありませんが、やはり、そのところはよく、複合的に考えていくことが大事だろうというふうに思っています。

○長妻委員 年金との関係を否定するわけじゃないというふうにおっしゃいましたので、立体的に何か提案しろと言って、我々も、分析するにも、それは人、物、金が少ないわけで、これは政府でやりますから、ぜひ分析していただきたい。

先ほど、いやいや、民主党政権のときも同じじゃないかのような、制度がこれじゃないかのような趣旨がありました。我々のときは、制度をやはり変える必要がある、こういう立場です。と政権運営をしてきて、そして、それが結実したのが先ほど、土木議員も質問いたしました。三党協議に基づいて社会保障制度改革国民会議というのができたわけです、これは法律に基づいたもので。

これは、三党合意がある、ないにかかわらず、法律に基づいた報告、これを守らなきゃいけないということ、抜本改革については、「将来の制度体系については引き続き議論する」、これが入っているわけです、三年前の報告書で。我々は、この言葉をこの答申、報告書の中に入れていたわけですよ。だから、抜本的に改革をするという意思は続いて、政府も引き継いでいるはずなんです。

私も、その国民会議の先生方と意見交換しました。この議論というのは、新しく国民会議をつくることもありましようけれども、官邸というか政府の中の国民会議的な協議体できちっと政府が責任を持って議論する、こういう思いだったという

ふうにおっしゃっておられるわけでありまして、何か、国会で勝手に議論してくださいとか、民進党が出さないと僕たちは出さないとか、そういうことでなくて、これは政府の中で責任を持って議論するというのが三年前に出ているわけです、法律に基づいて。

だから、これをサボっちゃって、削るところはどんどんどんど削って、そして将来世代のためだ。将来世代とやって、いつの将来世代なんだ。自分が将来世代だと思ったら、その先の将来世代。どんどん逃げ水みたいに逃げていく。本当にこういう年金でいいのかということを目に、塩崎大臣、笑っていますけれども、生活保護の比率がこれだけ、倍になっているんですよ、平成七年から。これはちゃんと分析をして、何か、立体的に分析しなきゃいけませんね。と言って、評論家じゃないわけですから。大変な危機を高齢者の皆さん、現場現場に行ってみてください、ゴルフばかりやっている方ばかりじゃないですよ、世の中、当たり前ですけれども。

ぜひきちっと議論を、真面目に答えていただきたいということをお願い申し上げます、質問を終わります。